

◎新潟県告示第1105号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年10月8日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和3年10月1日から令和4年3月5日まで
- 3 作業地域 新潟市西区青山四丁目ほか地区（新潟市西区青山四丁目、青山五丁目、青山六丁目、青山七丁目、青山八丁目、松美台、西有明町、青山の全部又は一部地区）